

計画書1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

県立都市公園の指定管理業務にあたっては、

- これまでの経験から得た各県立都市公園の設置目的への理解に基づき、行政の代行者として県民の福祉健康や緑・環境の保全を実現すること
- 各公園を神奈川県の魅力向上に資する貴重な財産ととらえ、県民をはじめとする利用者の皆さんに平等に、その価値を提供し続けること

が私たちの使命であると考え、以下の運営の考え方に基づいて、高水準な利用環境の維持と利用者満足度の向上を目指した管理運営を行ってまいります。

■安全で快適な利用空間の提供

- きめ細かい管理による利用環境の維持と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 公園の特性を踏まえた災害への備えの強化

■より高い公益性の発揮

- 神奈川県の「かながわ未病改善宣言」に賛同し、具体的に取組む
- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 環境に配慮した資源循環型管理の実践
- 公園管理における協働の促進と人材育成
- 障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用



公園周辺での緑化活動

■効率的、効果的な管理運営

- 複数施設の管理運営によるスケールメリットの発揮
- 大型機械の導入による業務効率化
- これまでに培った人材や公園管理ノウハウの活用
- 従来からの信頼関係に基づいた地域連携力の活用
- 防災と環境保護のための特定資産の活用

(2) 当該公園の特性を踏まえた管理運営方針

■本公園の総合的な管理運営方針

眺め・歩き・食し・学び・楽しむ 里山の恵み伝える公園

①里地・里山の自然を活かし
楽しむ環境づくり

②楽しく快適な公園利用

③公園から始まる健楽的な暮らし

④防災機能の確保

①里地・里山の自然を活かし楽しむ環境づくり

～県民との協働を継続します～

平成24年3月に県より示されたゾーンごとの管理運営方針を踏まえ、引き続き県民との協働による里山の環境づくりに取組みます。周辺の田園景観との連続性に留意し、新たに開園した「畠の村」の花畠や野菜畠による田園景観づくりを行い、また、資源循環型管理に取組む中で、かつての里山の暮らしや文化が体験できるようにします。

②楽しく快適な公園利用

～里山をはじめとする公園の魅力をつくります～

ボランティアや地域団体等と連携し、里山環境をはじめとする公園の魅力を広く県民が楽しめるようにします。また、県民が安心して利用できるよう施設の維持管理を行います。

③公園から始まる健康的な暮らし

～農・食・ウォーキングをテーマに健康づくりを支援します～

地域団体や地元農家、近隣大学等と連携し、農と食の体験ができるプログラムを充実します。また、公園内や周辺の田園景観を楽しむウォーキングのためのサービスを提供し、公園から始まる健康的な暮らしを支援します。

④防災機能の確保

～広域避難場所としての機能を高めます～

広域避難場所として災害時に備えるとともに、災害の発生時や避難生活で役立つスキルが身に付くプログラム実施等により、防災力強化に貢献します。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

■平等な利用の確保

私たちは関係法令や利用ルール等を遵守し、公益財団法人としての使命感に基づいて平等な利用を確保します。また、できるだけ多くの方が本公園を利用していただけるよう利用機会の拡大に取組みます。

■利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

公園モニターや利用者アンケート等を活用して、利用者や地域住民の声を取り入れながら、業務改善に反映させていきます。

■環境に配慮した管理運営

管理運営にあたっては、当協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。

計画書2 「業務の一部を委託する業務内容等」

別紙委託予定業務一覧を参照

計画書3 「施設の維持管理」

(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

- 景観の連續性を保ち季節ごとの景観が楽しめる植物管理
- 生物多様性保全のための生物生息環境づくり
- 安全で快適な空間づくりを目指した樹木・芝生管理
- “資源循環型管理”とその“見える化”
- 清潔・安心・快適で効率的な施設の管理
- 誰にでも親切丁寧な受付・案内

(2) 当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

■ 景観の連續性を保ち季節ごとの景観が楽しめる植物管理（近代的里山・利用促進区域）

「畑の村」の畑や果樹園などを活用し、周辺の田園景観と調和した季節感を感じる花や農作物によって、里山風景を演出します。

【計画】

管理内容	具体的
【畠管理】 農景観の演出	<ul style="list-style-type: none">・小出地区の伝統的な作物（小麦）の栽培・収穫物の活用や周辺景観と調和を考慮した栽培種の計画的管理
【樹林地管理】 里山見本林の新設	<ul style="list-style-type: none">・「谷戸の庭に暮らす」をテーマとする「記念ガーデン」の隣接地を活用し、里山の樹林地を構成する樹木を紹介する見本林を新設・植栽する樹木は園内産苗木を使用し、県民協働で植栽
【花壇管理】 食体験ができる植物栽培	<ul style="list-style-type: none">・畑の村の花壇に、野菜、ハーブ、エディブルフラワー等を植栽
【花畠管理】 景観花畠の演出	<ul style="list-style-type: none">・周辺地域が開催するイベント時期に合わせ、畠の村で満開になる花畠を演出・夏や冬の利用閑散期に花が楽しめる花畠づくり（ニホンズイセン、寒咲ナノハナ等）
【果樹管理】 収穫体験が可能な果樹管理	<ul style="list-style-type: none">・植栽地環境に合わせ枯死が目立つ果樹について、樹種変更等の今後の見通しを検討・調整する。

■ 生物多様性保全のための生物生息環境づくり（伝統的里山区域）

多様な動植物が生育生息する環境づくりのため、これまでの連携関係を活かし引き続き、茅ヶ崎里山公園俱楽部や里山保全部会をコーディネートしながら、管理計画を踏まえた里山の自然の手入れを基本とする、順応的管理を実施します。

【計画】

管理内容	対象地	具体的
【草地管理】 動植物の生息・生育、 環境に配慮した維持 管理	芹沢の池ほか、谷の 村等	<ul style="list-style-type: none">・草刈りにおけるエコパッチの造成（野鳥や昆 虫などの生き物が逃げ込める刈り残し）・カヤネズミ、ニホンアカガエルなど絶滅危惧 種等の繁殖期を考慮した草刈りの実施・野草の開花期に配慮した草刈り等の実施
【樹林地管理】 里山らしい雑木林を	平成の森ほか、里山 保全エリア	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアとの協働により、雑木林のモデ ル林設定と計画的維持管理を実施

維持する管理		・里山学校のプログラムとして、拡大している竹林の抑制管理を実施。
【里山管理】 生物モニタリングの実施	里山保全エリア等	・「生物生息地ポスト」を活用した県民参加による「いきものしらべ」の実施 ・ビオトープ管理士の資格を有する当協会スタッフや県民協働による絶滅危惧種の動植物調査
【その他管理】 外来生物の除去他	里山保全エリア等	・特定外来種の管理の強化 (通常維持管理作業中でのオオキンケイギク、アレチウリ、アライグマ等発見時の駆除) ・外来種等除草作業を県民参加イベントとして実施し、併せて啓蒙活動を行う。 ・茅ヶ崎市保健所が行う INR に協力し、園内の生態系のバランスを保つ。

■安全で快適な空間づくりを目指した樹木・芝生管理(全域)

各ゾーンの管理計画をもとに、ゾーンごとの特性や実績を踏まえ、利用者が安心して快適に利用できるよう健全で良好な生育を保つ維持管理に努めます。また、広い面積の芝生を常に良好な状態に保つため、効率的に管理します。

【計画】

管理内容	具体的
【樹木管理・芝生管理】 管理計画の作成	・実績を踏まえた樹林・樹木・芝生の管理計画作成
【高木管理】 樹木医による樹木診断	・ハナモモ、ウメ、サクラなどの花木を中心に、生育状況に応じて樹木医による診断を実施
【芝生管理】 広場の安全・快適な利用を維持する効果的な芝生管理	・多目的広場において管理基準以上の芝刈り回数を実施(年間 7 回のところ 9 回) ・園路際、水路際等では草刈り頻度を上げるなどメリハリをつけながら安全快適性を確保 ・委託作業と直営作業の適切な組み合わせによるコスト縮減

■ “資源循環型管理”とその“見える化”(全域)

園内発生の間伐材等を活用し、資源の有効活用やコストの縮減を図るとともに、その効果を利用者が実感できるようにして、普及啓発に努めます。

- 園内発生材をチップ化し、暖房用燃料や園地等へのマルチング材として活用
- クラフト教室などイベントにおける園内発生材の活用
- ボランティアとの協働による炭焼き
- 防災訓練やイベントでの薪や炭の活用

■清潔・安心・快適で効率的な施設の管理(利用促進区域ほか全域)

幼児が多く利用する子供の村、パークセンター、園内各所のトイレなど、利用者が安心して快適に利用できる施設の維持に努めます。また、本格的な厨房設備を備える里の家やさまざまな食体験の場としての活用がされるおこじゅう広場では、食品衛生管理者の資格をもつ職員を配置します。

【計画】

管理内容	具体的
【中ノ谷池清掃】 安全快適な水遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水遊び場として利用頻度の高い中ノ谷池上流部について管理基準以上の清掃実施（年間6回のところ8回） ・高圧洗浄機等を活用した効果的清掃 ・利用シーズンに備えた清掃日程の設定
【トイレ等清掃】 清潔感のある清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ清掃（年間170回のところ、毎日実施） ・イベント時のトイレ清掃の強化 ・パークセンター等の床清掃（2日に1回のところ毎日実施） ・委託による効率的な清掃を実施
【遊具点検】 確実な点検による子どもの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の定期的な安全点検の確実な実施 ・公園施設業協会のSPマークの貼付 ・子どもの事故防止のための危険箇所への制止・立入禁止措置
【施設清掃】 里の家等における安全衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備のこまめな清掃（使用の都度実施） ・厨房設備利用者への夏季の食中毒予防の注意喚起等、食品衛生管理の徹底

■誰にでも親切で丁寧な受付・案内（利用促進区域ほか全域）

公園スタッフは、それぞれがパークコンシェルジュとして、いつでも、誰にでも親切で丁寧な対応に努めます。

○パークセンターの受付カウンターの改善

執務室内の座席を窓口に向かって配置することにより、窓口への施設の利用申し込み及びケガ人や迷子、公園周辺情報の案内等、より迅速に対応するように、また、誰にでも丁寧な受付・案内ができるような工夫・運用を行います。

○授乳室の案内強化や園内情報の提供

執務室内にあるために場所がわかりにくい授乳室サインをよりわかりやすく改善します。また、園内を広く利用していただけるよう、パークセンター、谷の家、里の家等では、園内やイベントの紹介、開花の見頃情報等を掲示します。



情報提供板

計画書4 「利用促進のための取組」

(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

■季節ごとの大規模イベントを充実

利用促進方策	具体
大規模イベントの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・「公園まつり」では連携団体を多様化させるほか、「未病を治す」「共に生きる」をテーマにしたプログラムを追加する。 ・「夏祭り」は夏休みに子供たちや親子で参加できるプログラムを強化する。 ・「彼岸花まつり」や「茅ヶ崎ジャンボリー」と「畠の村まつり」を同日開催し、畠の村エリアへの誘客を図る。 ・市関係機関や団体等が主催するイベントへの協力

■平成31年度利用促進イベント計画一例

行事名	実施時期	概要	開催経費	主催	共催等
竹の子まつり	4月上旬	・模擬店、地元野菜販売等 ・子供遊び、クラフト等		茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会	神奈川県公園協会
鯉のぼり掲揚	4月下旬～5月中旬	中の谷池上空に約200匹の鯉のぼりを掲揚する		茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会	神奈川県公園協会
吊るし鯉のぼり(折り紙)展示	4月中旬	谷の家ので参加者が自分で折った鯉のぼりを「吊るし鯉のぼり」として飾る	5千円	神奈川県公園協会	
春の里山公園まつり &里山パンまつり(仮称)	5月	・模擬店・里山パンまつり ・福祉バザー、クラフトマーケット(予定) ・ふれあい動物園、里山体験、子供遊び ・未病を治すプログラム ・ステージプログラム 他	10万円～20万円	公園まつり実行委員会	
てるてる坊主を作ろう	6月	梅雨の季節にててるてる坊主を作り、谷の家の軒に飾る	5千円	神奈川県公園協会	
七夕かざり	7月上旬	「短冊に願いをこめて」と題し、来園者に短冊を書いて谷の家の前の笹に飾る	5千円	神奈川県公園協会	
里山七夕まつり	7月上旬	・模擬店、地元野菜販売等 ・短冊づくり、七夕飾り、ササ配布 ・子供遊び、クラフト等		茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会	神奈川県公園協会
ラジオ体操	7月下旬～8月	夏休み期間中、毎朝多目的広場にてラジオ体操を行う		茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会	神奈川県公園協会
里山夏まつり	8月(3回)	・模擬店、地元野菜販売等 ・子供遊び、工作教室、ヨーヨー釣り、スイカ割り 等		茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会	神奈川県公園協会
夏の里山クッキング	夏休み期間	公園で収穫した野菜や地場産品を使用した料理教室を開催する	1万円	神奈川県公園協会	
茅ヶ崎ジャンボリー	9月下旬	カントリー音楽コンサート、模擬店各種		茅ヶ崎観光協会	(協力)神奈川県公園協会
畠の村まつりと彼岸花まつり	9月下旬	・模擬店、1日レストラン、野菜販売等 ・ステージプログラム ・収穫体験(予定)、クラフト 等	1万円～2万円	神奈川県公園協会	せりざわ彼岸花の会
秋の里山公園まつり	10月～11月	・模擬店・里山館 ・福祉バザー、クラフトマーケット(予定) ・ふれあい動物園、里山体験、子供遊び ・未病を治すプログラム ・ステージプログラム 他	10万円～20万円	公園まつり実行委員会	
ちがさき レインボーフェスティバル	11月第3日曜	音楽コンサート、模擬店各種		同フェスティバル実行委員会	(協力)神奈川県公園協会(事務局)茅ヶ崎市
茅ヶ崎市文化会館おでかけ 公演in神奈川県立茅ヶ崎 里山公園	12月	多目的ホールを活用したクリスマスコンサート(予定)		茅ヶ崎市文化会館	神奈川県公園協会
冬の里山クッキング	12～2月	公園で収穫した野菜や地場産品を使用した料理教室を開催する	1万円	神奈川県公園協会	
七草がゆを食べよう	1月	谷の家のまどを使い七草粥を作り、その年の無病息災を祈りながら、皆さんと頂く	1万円	神奈川県公園協会	
新春凧揚げ大会	1月	・模擬店、地元野菜販売等 ・凧づくり、羽子板作り ・子供遊び、クラフト等		茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会	神奈川県公園協会
どんど焼き	1月	里山文化の継承をするため、公園の柳谷でもおこなっていたどんど焼きを公園行事として実施する	2万円～3万円	神奈川県公園協会	
茅ヶ崎里山公園健康づくり プロジェクト	未定	・「未病を治す」をテーマに、民間や学校と協働で、運動教室や食育事業を実施する ・ヨガ教室、太極拳体験、食育イベント、里山レストラン 等		神奈川県公園協会	
どんど焼き	1月	里山文化の継承をするため、公園の柳谷でもおこなっていたどんど焼きを公園行事として実施する	2万円～3万円	神奈川県公園協会	

行事名	実施時期	概要	開催経費	主催	共催等
晴れた日はソーラークッキング	毎月第1日曜	自然エネルギーを活用した心豊かな暮らしの実践を提倡し、多くの人にその体験の場を提供し、技術を伝達する	△△	ソーラーハウス西川	神奈川県公園協会
環境工作	毎月第1日曜	自然エネルギーのおもちゃの竹トンボ、風車などを体験学習で作る（参加費300円）	△△	矢島望	神奈川県公園協会
かみしばいの時間	毎月第3日曜	谷の家において無料でかみしばい公演を行う	△△	茅ヶ崎紙芝居研究会さわやか	神奈川県公園協会
紙芝居バチバチ座	毎月第4土曜	紙芝居の楽しさを広く皆さんに感じてもらうとともに、紙芝居という日本の伝統文化を残す	△△	紙芝居バチバチ座	神奈川県公園協会
おもちゃ病院にこにこ	毎月第4日曜	おもちゃの価値を見出して生きがいを感じているボランティアグループが壊れたおもちゃの修理を無料で行う	△△	おもちゃ病院にこにこ	神奈川県公園協会
定例自然観察会	毎月第4日曜	毎月テーマを決めて、第4日曜日に四季折々園内の動植物を観察する	△△	柳谷の自然に学ぶ会	神奈川県公園協会
■備考 ・主催者が市民団体等の場合、イベント収支は各団体内で決算を行い、神奈川県公園協会が収支の確認を行う。					

■ “公園から始まる健康づくり” や親子利用へのサービス充実

利用促進方策	具体
ウォーキングコースとキロポストの設置	・体力に合わせた各種コース設定や消費カロリーを表示したキロポストを設置
早朝ラジオ体操開催への支援	・用具入れの提供、公園のホームページや広報等を通じた参加呼び掛けなど
鉄道会社のウォーキングイベントへの協力	・周辺ウォーキングマップの作成を協力した実績を踏まえ、小田急やJR東日本が展開している駅からのウォーキングイベントへの協力
「ママ＆キッズプログラム」の募集及び実施	・親子で参加できるプログラムのアイディアを一般募集し、採用アイディアについて、持ち込みイベントとして実施
子ども利用のためのサービス提供	・利用者ニーズに応えて子ども向け用品を多目的ホールに新設した売店で販売
“公園から始まる健康づくり” の実施	・「未病を治す」をテーマに、公園と民学協働で、茅ヶ崎里山公園健康づくりプロジェクトによる運動・食育等の公園活用プログラムづくり及び試行

■ 里地・里山の自然や文化への興味を深めるプログラムを提供

利用促進方策	具体
各種自然観察会の継続実施	・地域の自然に詳しい市民団体の方々が案内役となり、楽しく公園の自然を知るプログラムを実施 ・毎月1～2回の開催。参加費無料。
『里山学校』の実施	・里山の自然と暮らしを題材に子ども達が主体となって活動を実施。 ・地元小中学生による里山学校（農体験他）を引き続き開設する。
学校等向けセルフガイドツールの作成	・園内を利用した環境学習の指導者向けに、手引き、ミニプログラム、解説看板を作成し提供

■ “農と食” をテーマに「畑の村」を積極的に活用

利用促進方策	具体
『一日レストラン』等の運営	・ソバ打ち、和菓子、パン作り等の団体と連携し、厨房設備貸出により週末を中心に様々なメニューを利用者へ提供 参加料（利用料）は、材料費の実費相当額において来園者へ提供を行う。具体的には、500円前後／食。 ・『一日レストラン』実施日以外には一般貸出しや料理教室等を実施

ソーラークリッキングの実演	・持込みイベントにより毎月1回「ソーラークリッキング」（西川豊子氏）の実演を開催。 (自然エネルギーの利用による環境学習等の場を提供)
地元食材を使った地産地消型バーベキューの提供	・おこじゅう広場を活用 ・地元食材を提供。地元の農家等と連携した野菜の収穫体験や地元野菜の「野菜市」開催 ・県家畜衛生保健所が行う地産地消型BBQイベントに協力し、BBQ場の魅力アップを図る。
学校、福祉施設と連携した畑の作物づくり	・小学生・支援学級等を対象とした種まき・収穫体験プログラム（里山学校）の実施、収穫物の給食や福祉施設への提供により公園の取組みを普及 ・福祉施設との連携による果樹管理の試行 ・その他県民対象の収穫体験など
『フットパス・ステーション』の設定	・周辺散策利用者のための立寄り拠点として里の家で周辺散策の見所などの情報を提供
園内外での案内誘導情報の提供、シャトルバスの運行	・利用者の多い子供の村等に畑の村及び谷の村の情報看板を設置 ・彼岸花開花のシーズンに行われるイベント開催に合わせ、シャトルバスを運行し、畑の村エリアへの誘客を図る

■ 多様な連携と県民参加による利用促進

利用促進方策	具体
「茅ヶ崎里山公園運営会議」における企画検討	・メンバーの意見を取り入れ、公園の特性や施設を活かした新たな活用方策を検討 ・必要に応じて、連携協働先となる参加メンバーを拡充
地元から発信する旅づくり実行委員会への参加	・観光協会、商工会議所、JA、旅行会社、文教大学等が参加している実行委員会に参加し、ウォーキングツアーなど公園も活用した茅ヶ崎北部地区の魅力づくりを行う
「茅ヶ崎里山公園倶楽部」活動の拡充	・ボランティアの活動内容、活動場所の拡大（子ども向け参加体験型プログラムにおける参加者指導 等）
大学との連携による協働企画の実施	・近隣の大学（文教・慶應・日大など）との連携による、公園の新たな魅力づくり検討及び試行
福祉団体との連携と社会参加の機会の提供	・園内収穫物等でのメニュー開発や、スタンプラリーの素案づくりなど福祉団体と協働で取組む。
「夢をかたちに」プロジェクトの一般募集と共同実施	・里山の自然や園内の施設を活用したイベントを公募。採用した団体等が県民提案型イベントとして運営するプロジェクトを協働で実施 ・提案者（県民の方々）が主催することとし、原則経費も主催者負担とする。公序良俗に反しないこと、政治宗教団体の有無、実施が危険を伴わないもの、大規模なものでないこと等を、指定管理者が判断し共催で実施する。

■ 閑散期の園内施設の有効利用について

利用促進方策	具体
パークセンターを活用した	【夏】子供たちや親子を対象にした工作教室やバザーなどを開催

イベントの開催	【冬】各種団体と連携したコンサートなどの開催
各種連携によるウォーキングイベントの開催	【冬】鉄道会社のほか地元から発信する旅づくり実行委員会と連携したウォーキングイベントの開催、福祉団体と連携した園内周遊型スタンプラリーの試行
里の家を活用したイベントの開催	【夏・冬】地元野菜を活用したクッキングイベントを開催
ニホンズイセンの開花に合わせた広報の実施	【冬】スイセンエリアの再整備として補植等を行い、開花時の広報を強化し集客を図る。

(2) より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

■ 広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

独自の広報ツール	<ul style="list-style-type: none"> 当協会ホームページ、茅ヶ崎里山公園ホームページ（週1回更新） 公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行） イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布 テレビでの公園紹介等の放映時間を園内の掲示板で告知する。
マスコミへの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼 情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼
「首都圏みどりのネットワーク」との連携	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の公園と共同のガイドブック作成、販売 首都圏公園スタンプラリーの開催
外部ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 県情報サイトの活用「かながわNow」（観光）等
交通広告	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道会社、近隣バス会社と連携したバスの車内広告、ポスター掲示等 圏央道のパンフレットへの掲載依頼、パーキングエリアでのPR

■ 地域のネットワークを活用した情報提供

自治体広報紙	<ul style="list-style-type: none"> 県広報紙「県のたより」、茅ヶ崎市の「広報ちがさき」への掲載依頼
回覧板、掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治会と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供
地域の情報誌	<ul style="list-style-type: none"> タウンニュース、情報誌など、レディオ湘南情報誌などの地域情報誌にイベント情報等を掲載

■ 公園のイメージアップに繋がるイベント、キャンペーンの開催

フォトコンテスト開催 【毎年】	<ul style="list-style-type: none"> 県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院等で開催 入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作
外部イベント等でのPR	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示
当協会マスコットキャラクターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る

■ 路線バス停留所の新設の働きかけ

茅ヶ崎市に対し、本公園メインエントランス前への「茅ヶ崎里山公園前」バス停の新設について引続き調整します。

■公園利用者数の目標値

公園の魅力アップや、上記のような広報、PR活動と合わせた様々なイベント等の利用促進方策により、公園利用者数を、平成24年度実績515千人から今後5年間で約50千人増を目指します。

計画書5 「自主事業の運営」

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた自主事業

■有料駐車場

利用者の利便性向上を目的として、3箇所の有料駐車場を運営します。

有料期間	通年	有料時間	8:30(東)及び9:00(北/西)～18:00
駐車台数	東駐車場：普通車42台 西駐車場：普通車269台、身障車2台、大型車2台 北駐車場：普通車99台、身障車2台		
駐車料金	1回制	休日	大型車：1,200円 普通車：400円 二輪車：無料
		平日	大型車：600円 普通車：200円 二輪車：無料

※駐車料金については、当協会で定める「県立茅ヶ崎里山公園駐車場管理基準」

に基づき、教育機関等の利用に際しては、各種減免を実施します。

※子育や介護老人の支援、リピーターのための回数券の導入などについて検討します。

■自動販売機

一部の機械は災害時などに無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」を採用します。

設置場所	パークセンター、東駐車場、西駐車場、風のテラス、里の家、北駐車場		
販売品目	清涼飲料、アイスクリーム、カップ飲料等		
設置台数	16台	営業期間	通年

■バーベキュー場（自主事業）

場 所	おこじゅう広場
方 法	一部業務を委託（食材調達準備、現場管理等）
期 間	4月～11月、3月
時 間	10:00～16:00（受付は、9:30～）
受付方法	インターネットによる事前予約制（キャンセル及び問合せは等は電話で可）
形 態	食材申込みの「手ぶらコース」と、「食材持込みコース」の2種類
貸し出し	タープ、調理器具セット等（有料） イス（7名以上での利用に限り、折りたたみ椅子無料貸出）
料金設定	1卓3,300円（10名まで）（テーブル・炭・グリル込） 持込みコース・手ぶらコース ・手ぶらコースは別途食材の予約が必要（有料）

■喫茶・軽食コーナー

利用者ニーズに対応するために、パークセンター多目的ホール内の喫茶・軽食コーナーの運営を地元ボランティア団体と協働で行います。

場 所	パークセンター多目的ホール内
方 法	業務を委託（茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会）
期 間	通年（試行営業）
時 間	11:00～16:00
メ ニ ュ ー	コーヒー、紅茶、清涼飲料水、ケーキ、カレー、うどん、ラーメン等
料金設定	一人当たり単価300～500円程度で提供

（2）事業の実施体制など具体的な内容

■有料駐車場

他公園やこれまでの実績を活かし、委託で運営します。また、収支の更なる改善及び公園利用者の平等性の観点から、全ての駐車場（北・東・西）において、全日有料運営とします。

なお、行楽シーズンをはじめ、各種イベント時などの繁忙期には臨時駐車場を設けるなど、利用者ニーズに柔軟に対応します。また、駐車場内外に交通誘導員を配備し、周辺住民に対し迷惑をかけないようにします。

緑化協力金については、従来の当協会の駐車場利用実績に基づく寄付金方式から、利用者から受け取る預かり金方式で運営しています。

■駐車場の機械化について

1. 機械化に伴う収支計画の変更

- ・人件費が減額されるが、料金徴収システム運営管理委託等が発生するため、駐車場運営にかかる支出額は同額と計画した。
- ・実績で収支がプラスとなる場合は、公園の管理運営（利用促進や施設修繕）に還元するよう努める。

2. 設置する機械の帰属

導入した機械は、指定期間終了後に撤去する。

3. 許可施設の管理

- ・駐車場管理運営の内容や再委託相手先等について、設置管理許可申請時の協議内容および許可条件を遵守する。

■自動販売機

自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、販売品目や防犯対策、節電等について適切に指導します。委託業者の選定にあたっては、災害支援型ベンダー及びバリアフリー機の一部導入や防犯システム等の導入を条件とします。

○委託する業務

商品補充と品質管理、使用済み容器の回収、売上金の集金、釣銭の補充、事件や事故発生時（機器破損等）の対応

○防犯対策として、各自動販売機（里の家を除く）にダミーカメラ及び「カメラ作動中」のステッカーを設置。

■バーベキュー場

一部業務を直営により運営することで地域の雇用創出に貢献します。また、おこじゅう広場で地域の食材を提供することにより、地産地消に貢献するとともに、里の家周辺の利用者増につなげます。

■喫茶・軽食コーナー

利用者の利便に供するため、業務を地域のボランティア団体に委託し運営します。また地元食材を積極的に活用したメニューを提供し地産地消に努めます。

計画書7 「利用者への対応」

(1) 接客対応及びその研修等

■ 基本的な接客の姿勢と対応

- ・全職員が公園の「顔」であることを自覚します。
- ・ユニフォームを清潔に保ち名札を見やすい位置につける等、身だしなみを整えます。
- ・利用者に積極的に挨拶をします。
- ・問い合わせに対し誠実に回答するとともにプラスαの情報を提供します。
- ・明るい声で丁寧な電話応対をします。

○ 職員の情報共有の徹底

そのため、日々の朝礼において公園内の最新状況の報告・連絡を徹底するとともに、PC共有サーバで業務連絡の情報共有化も行います。また、月1回の定例全体会議において事業予定や維持管理計画等の公園に関する新鮮かつ正確な情報の共有を図ります。



コンシェルジュリーダーが着用するバッジ

○ コンシェルジュリーダーの指定

職員の中からワンランク上の「コンシェルジュリーダー」を新たに指定し、利用者に更に詳しい公園情報を提供する体制を整えます。

コンシェルジュリーダーは、園内の巡回時に利用者から声をかけていただくための目印として、専用のバッジを着用します。また、このことをホームページやポスターで利用者に周知します。

■ 接遇研修、OJT等によるスキル向上

接遇研修	<ul style="list-style-type: none">・新規採用職員を対象とした接遇研修の開催・園長をリーダーとして、「接遇マニュアル」を用いた公園ごとの接遇および苦情対応研修（年1回）・「公園モニター」結果に応じた接遇研修
OJT	<ul style="list-style-type: none">・朝礼や定例の全体会議等において、「接遇マニュアル」のチェックシートを配布して、各自の応対を定期的にチェック・利用者への積極的な挨拶を励行するため、朝礼での挨拶唱和の実施

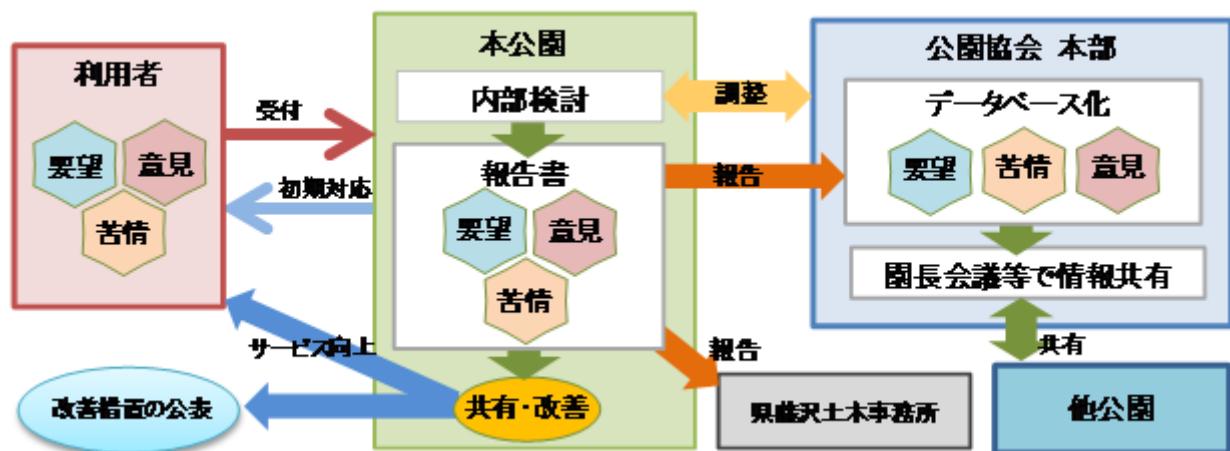
(2) 苦情処理の対応及びその研修等

公園は不特定多数の方が利用する場所であり、様々な利用者から多種多様な内容の苦情が寄せられます。

このような苦情に対しては誠意をもって迅速に対処するとともに、あわせてその原因を究明し、改善策を講じて管理運営にフィードバックします。

また、当協会が管理運営する他の施設からの苦情・要望情報を回覧やデータベース化し、相互に共有します。

■ 基本的な苦情処理の流れ



■ 適切な苦情対応を行うための研修

当協会の「接遇マニュアル」に最新の苦情対応事例を盛り込み、職員誰もが閲覧できる場所に設置し活用します。また、マニュアルは苦情対応の事例を多く記載する等実態に即した対応ができるよう工夫します。

さらに、定期的な接遇研修では特に苦情対応方法も加えて実施するとともに、日々の朝礼やOJTを通じて実践的な接遇教育を行い、スキルの向上を図ります。

(3) 利用者への公園の利用指導及びその研修等

■ 公平・公正なルールの策定と周知徹底

様々な利用者に納得していただけるよう、公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。また、利用ルールは利用動向や利用ニーズの変化に応じて適宜見直します。

さらに、利用ルールについては園内の各所にイラスト等を用いながらわかりやすく表示します。



イラストを用いた公園
利用ルールの案内看板

■ 適切な利用指導を行うための研修

○新規採用者に対する都市公園法、条例等の関係法令についての研修

○職員会議での情報共有

職員の利用指導にブレがないよう、日々の朝礼や全体会議で情報を共有します。

○OJT（職務を通じて先輩から後輩への指導）

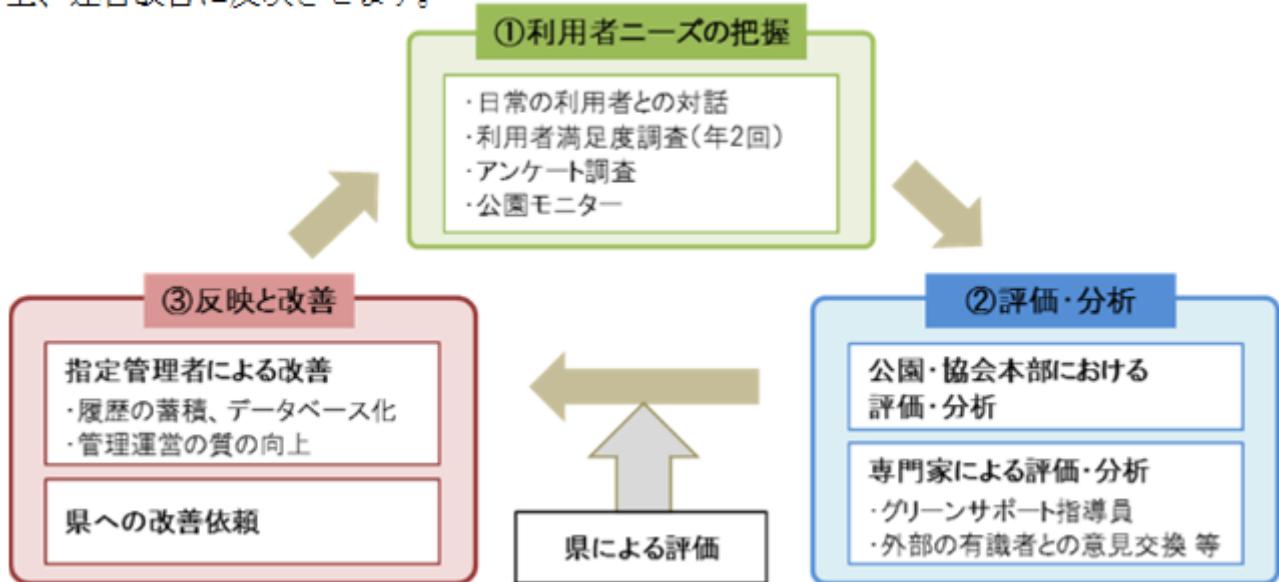
○他団体との交流による最新事例の情報収集と職員への共有

各種フォーラムや関係団体との勉強会（公園管理運営フォーラム等）において最新の事例について情報交換を行い、その内容を職員で共有します。

(4) サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

■利用者ニーズの把握と反映の仕組み

本公園では、下記のような仕組みによって利用者ニーズを的確に把握し、評価・分析の上、運営改善に反映させます。



■利用者からの視点に立った継続的な改善の取組み

従来からの利用者満足度調査に加え、接遇やサービス面により重点をおいた「公園モニター」制度を創設し、利用者の視点からの具体的な調査を実施します。

また、これらの調査結果を今後の管理運営に反映していきます。

利用者満足度調査等	<ul style="list-style-type: none">・県との基本協定に基づく利用者満足度調査を実施 【簡易（随時）アンケート + 詳細アンケート】・イベントの実施効果等についての自主的にアンケート調査を実施（随時）
公園モニター制度	<ul style="list-style-type: none">・地域の方をはじめとした第三者をモニターとして公募・モニターが、チェック表に基づき、職員の接遇やトイレの清潔さ等をチェック・その結果に基づいて、改善点が必要な場合には本部による指導や研修等を行い、継続的な改善と向上を図る

■利用者ニーズをふまえた運営改善の具体例

本公園では、実際の利用者ニーズに応じて下記の通り運営を改善しました。

売店、レストラン等設置	喫茶・軽食等の販売開始及びイベント開催日等に一日レストランを開設（パークセンター及び「畑の村」エリアの里の家において）
ベンチの増設	パークセンター周辺に園内間伐材を活用したベンチ等の設置
樹名板の増設	利用動線を考慮し、100基以上の樹名板を増設
トイレの増設	団体利用者の要望に応え、イベント時等において仮設トイレの設置

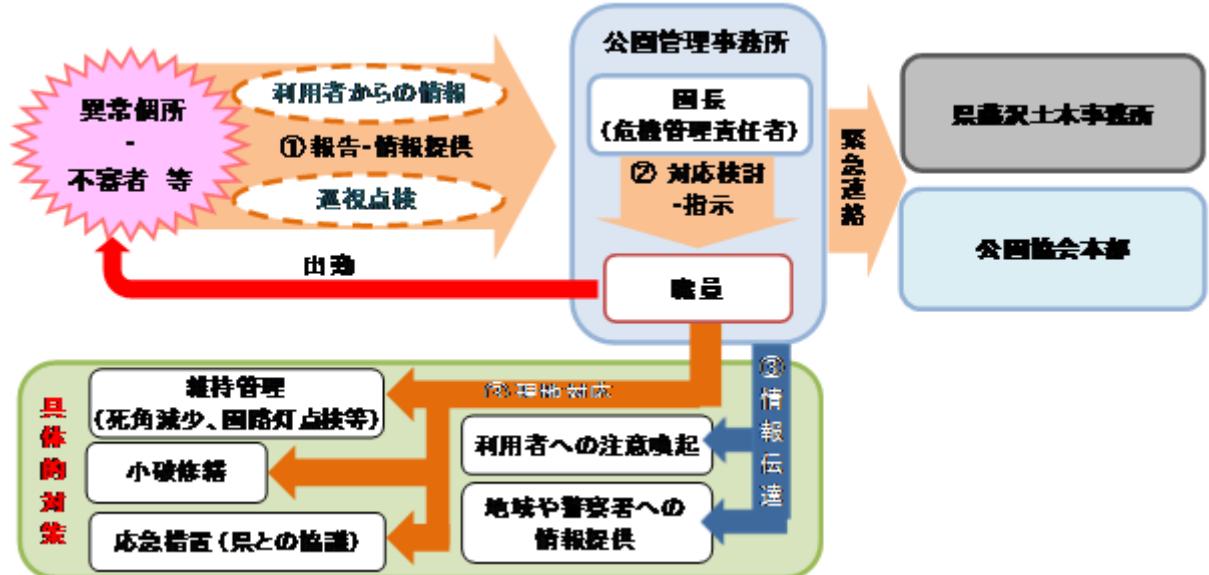
計画書8 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

■防犯対策等安全確保の実施体制

○日常的な事故・犯罪防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○夜間・年末年始等の体制

夜間および年末年始など勤務時間外は、機械警備と警備員による園内の巡回警備を併用し、効率的で効果的な警備を行います。巡回警備の場合は、建物施設等の開・施錠、問い合わせに関する電話対応や来訪者応対をします。また、必要に応じて園長などへ緊急連絡します。

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

日常巡視	毎日1回、職員により園内のパトロールコースを巡視し、遊具などの施設の状態を目視で確認
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
防犯上の死角の減少	日常パトロールにより園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る
不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり
地域住民や関係機関との情報共有	地域住民や警察署及び消防署との連携により、地域や近隣自治会との防犯情報の共有に努める
利用指導による防犯	園内における花火、若者の“たむろ”、未成年者による飲酒行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う

緊急車両の進入路の確保	事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に侵入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する
園内サインポストの表示	事故等が発生した場合、その発生場所を正確かつ迅速に把握するため、園路上にサインポストを立て位置情報と緊急連絡先を表示

■施設の安全対策

大型遊具（ローラー滑り台、雲のトランポリン、複合遊具）の定期的な施設点検を実施するとともに、利用上の事故防止対策を講じます。具体的には、混雑時（土日祝日や春、秋の行楽シーズン）においては巡視を行うとともに、遊具安全利用についての利用上の諸注意を園内放送にて利用者へ伝えます。また、学校遠足等の団体利用時には、引率者（学校の教師等）へ安全利用についてのチラシを配布する等の対応を行います。

施設毎の安全確保のポイント	
遊 具	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の目視点検と週1回の触診・打診等による安全点検を実施 ・年1回、専門業者による定期点検を実施 ・絵や図を取り入れた解説板を設置し、利用者に安全な遊び方を周知及び団体利用者等へ安全利用の注意、指導 ・点検・修繕履歴の作成
樹林地 ・ 植栽樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木や枯枝、倒木の発生の可能性が高いエリアは特に重点的なパトロールを実施。特に強風や大雨後には点検・巡視を実施し、倒木等を早急に処理 ・接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈り込み ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、駆除 ・危険斜面の整備、民地との境界部の危険樹木の早期発見、早期報告
園路・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・未舗装園路の敷き砂利流出や陥没による不陸等の点検、補修 ・木製階段の腐朽、ボルトの緩みなどを重点的に点検 ・比較的利用者の少ないエリアのトイレや園路の点検巡視
池・流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・池の周囲の手すりの点検の実施 ・堤体にひび割れ等の異常がないか等の点検の実施 ・大雨の増水時等の立ち入り制限

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、当協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、当協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

■火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用します。また、建物施設が改修された場合等には必要に応じて計画の見直しを行います。

定期的に消防設備の点検を行うとともに、必要に応じて茅ヶ崎市消防署の指導を受けるほか、委託業者と連携して消防訓練を行うなど、火災への対策を継続します。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保		<ul style="list-style-type: none">・園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度順守・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置・小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none">・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託
	委託業者	<ul style="list-style-type: none">・労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック）
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・安全対策は責務として位置づけ (当協会で定める [REDACTED]への明記)・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化・ボランティア保険加入を促進

■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。

■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施

○OJT等による日常的な研修

- ・危険予知訓練（KYT）を定期的に管理事務所内スタッフで実施
- ・スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施
- ・公園のスタッフを対象とした遊具点検に関する研修会を開催（年1回）

○必要に応じた外部研修の受講

- ・農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講
- ・遊具の安全点検講習（外部講習）に公園管理主任が数年に1回、出席
- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習受講

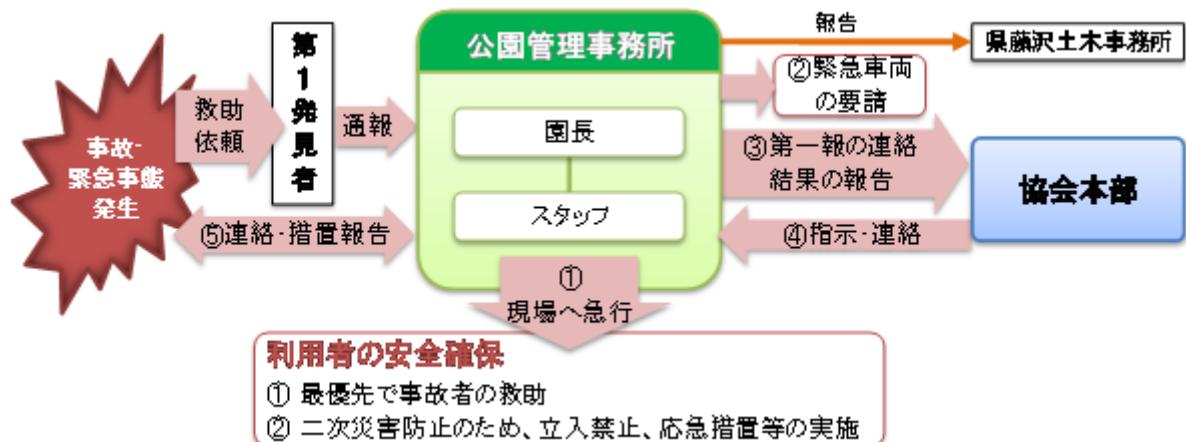
計画書9 「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

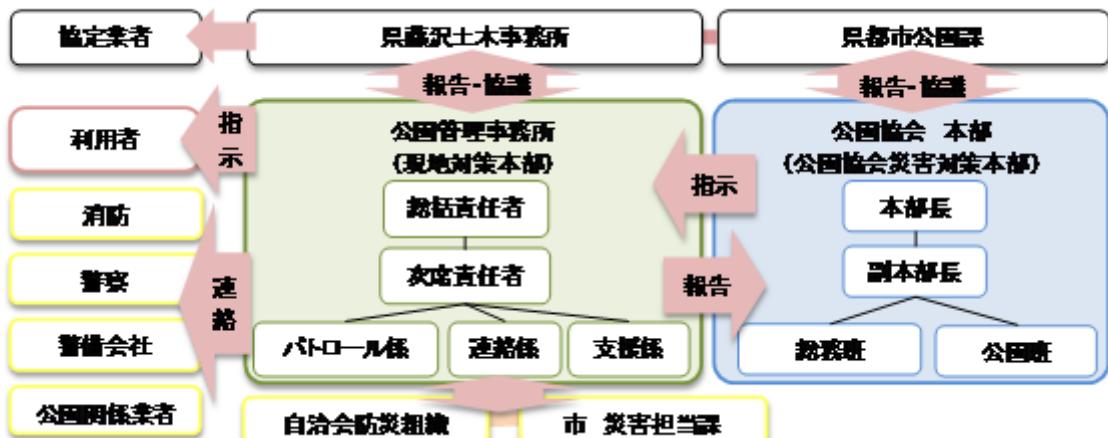
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参集したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

役割分担	役 職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、県藤沢土木事務所や協会本部へ状況報告する
次席責任者	副園長（不在時は、総括管理主任等）	現場状況を把握し、隨時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係		園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係	公園管理主任、パート職員	通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当や県や市への支援活動を実施する

○夜間および年末年始の対応

夜間は、警備員（契約警備委託業者）が通報への一次対応や応急処置などを行います。緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、日中から警備員が園内巡視にあたり、年末年始当番表により公園職員が現場へ急行できる体制を取るとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。作業車で園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛ける他、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを貼るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。また、臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対しては園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知します。

○大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

危険が差し迫っている場合を除き、職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

○雷注意報が発表された場合

速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行います。

雷鳴が聞こえてきたら、多目的広場や大型遊具類等の屋外施設の利用中止を呼びかけ、建物内など安全な場所への一時避難を促します。

○その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発表された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行います。

○県への報告

夜間異常気象等あった場合は原則パトロールを実施し、8時30分までに公園の被害状況を県所管事務所へ報告します。

パトロールが上記の時間までに不可能な状況の場合は、把握している被害状況を報告の上、パトロール終了後、被害状況を県所管事務所へ再度報告します。

(2) 急病人等が生じた場合の対応

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認
II 応急手当	・呼吸、意識の確認 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 パークセンター内の涼しい部屋へ搬送、夏季に常備する氷で冷やすなど
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保
IV 報告	・事態収拾後には、県藤沢土木事務所、協会本部へ対応結果を報告

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

公園管理事務所（パークセンター）と里の家にそれぞれ1台ずつAEDを設置しています。

また、パークセンターには救護室があり、かつ救急箱を設置して必要に応じて応急処置を行います。また、谷の家や里の家においても救急箱を同様に設置し、応急処置を適宜行います。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関する講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得します。

これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置します。

○防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

毎年、実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにします。

○ドクターへリ離着陸に伴う緊急車両等誘導訓練の実施

多目的広場は、茅ヶ崎市の災害時ヘリコプター臨時離着陸場となっており、稀にドクターへリの離着陸場として使用されることがあります。その際には緊急車両が園内を走行することから、ドクターへリの飛来を想定した来園者への情報周知や緊急車両誘導訓練を定期的に実施します。

計画書 10 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

■ 大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 茅ヶ崎市内で震度4が発生した場合

【勤務時間内発生時の対応】

- ・園内放送による注意喚起等の実施及び、地震がおさまった後、園内パトロールによる被害状況の確認及び応急対策を実施し、園内パトロール開始時刻とパトロール結果を所管事務所へ報告する（被害が無い場合も報告する）。

【勤務時間外発生時の対応】

- ・原則パトロールを実施し、8時30分までに公園の被害状況を所管事務所へ報告する。パトロールが上記の時間までに不可能な状況の場合は、把握している被害状況を報告の上、パトロール終了後、被害状況を所管事務所へ再度報告する。

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

- 原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

- 公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

- ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。

- ・職員は [REDACTED]

- ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県藤沢土木事務所と協会本部に報告します。

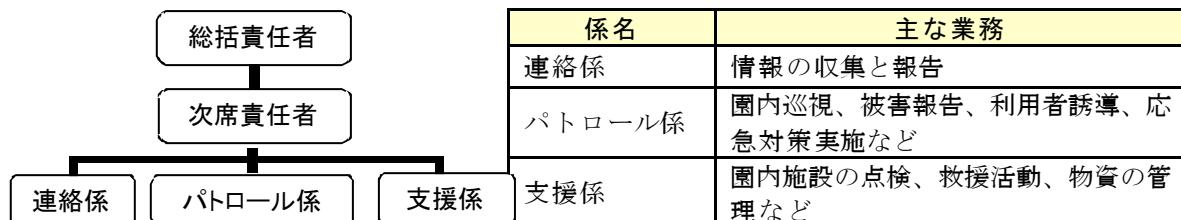
- ・ [REDACTED]

【配備体制】

- 本公司に現地対策本部を設置、協会本部には災害対策本部を設置

□ 震災時の人員配置体制

- ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
- ・勤務時間外発生の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

【避難誘導準備】

□勤務時間中の場合、谷の家、里の家は原則閉館、大型遊具の利用を即中止、パークセンターや駐車場等の異常の有無の確認を行い、緊急避難を開始する旨の園内・館内放送を行います。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を随時、正確に入手し、利用者へ冷静な対応を促します。
- ・消防用設備等の点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、パークセンターを開放する等の安全確保に努めます。

（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

■災害に備えた事前対策

○災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

また、災害に関する事前の情報（気象警報、地震・津波関連情報、緊急地震速報等）に素早く対応するため、園内放送システム連動型の告知システムを構築し、災害発生前には迅速に情報を利用者に提供します。

○災害対策マップの活用と更新

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路等を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示をします。

また、公園周辺も含め、公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

○関係団体との協力

本施設では、年間を通じて地域の自治会や市民団体等と連携し、各種イベントや意見交換会の実施等を行っています。これらの関係団体に対し、あらかじめ緊急時を想定した避難誘導や安全対策について周知を図り、緊急時には協力して地域住民や公園利用者のお互い協力し安全確保に努めるよう呼び掛けます。

また、神奈川県藤沢土木事務所・茅ヶ崎市・指定管理者の3者で締結した「大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書」ならびに「覚書」に則った対応に努めます。

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や茅ヶ崎市と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

平成28年度には、当園が誘致した小出地区自治会連合会(17自治会)を始めとして、神奈川県及び茅ヶ崎市役所と当園において防災避難訓練を実施し、当園の防災備蓄倉庫

の場所や備蓄材の確認、更に起震車体験や放水訓練、炊出しなどを地元、自治体、来園者と共に行いました。今後も有事の際に速やかに避難できる体制づくりなどを目指します。

また、広域避難場所である本公園から小出小学校等の避難場所への誘導方法や帰宅困難者の受入れ体制について、茅ヶ崎市と調整連携している災害用備蓄資材や連絡体制を再確認するとともに、災害による被害状況や避難経路情報について迅速に避難者へ提供する為にハンドマイク等を備えます。

■日常訓練の実施

緊急時に利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を新たに実施します。

また、利用者や地域住民と一体となって防災をテーマとしたイベントを開催し、楽しく訓練できる機会を提供します。

○茅ヶ崎市と連携した防災訓練の実施

茅ヶ崎市防災対策課、消防署等とともに、防災についての情報交換や災害時の避難所の在り方の検討、防災訓練などを協議していきます。またイベント時において、茅ヶ崎市と連携し、防災に関する普及活動を行い、災害時に備えます。

○炊き出し体験の実施

畠の村エリアの「おこじゅう広場」及びパークセンター前エントランス広場において、野外炊事体験として園内の枯れ枝や薪を使った火おこしや、炊き出し訓練を利用者と一緒に実施します。

○利用者と一体となった避難訓練

大規模災害を想定した避難訓練を利用者とともに実施します。

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄に当たっては、当協会の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。

○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には園長の指示により自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。

■災害発生時の協力等について

「大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書」ならびに「覚書」に則り、県藤沢土木事務所や茅ヶ崎市と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や救援活動への支援

等も積極的に行います。

■職員への教育

○避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法等を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話等の通信確認や、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある 施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

本公園では、地元雇用により地域の方にとっての職場となっています。また、地域の団体や人材を積極的に活用することで施設への愛着や親近感を高め、生きがいづくりやコミュニティ形成のつながりを強めていきます。

協働のテーマ	連携先
イベント	茅ヶ崎レインボーフェスティバル実行委員会
	茅ヶ崎市
	茅ヶ崎市観光協会
	茅ヶ崎市文化会館
	せりざわ彼岸花の会
	おいしいものを作る会他
	NPO 法人ソーラーハウスにしかわ
防災、防犯	県民企画型イベント実施団体（約 20 団体）
	茅ヶ崎市
広報	茅ヶ崎市観光協会
	藤沢市観光協会
	寒川町観光協会

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

本公園では以下の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、ボランティアとの協働の方針や活動支援内容を盛り込んだ「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

特に、「茅ヶ崎里山公園俱楽部」については、これまでの連携の実績を踏まえ、引き続き事務局を担い、園内の里山保全などの協働や人材育成、広報などに取組みます。

また、研修会の開催や職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。

協働のテーマ	連携先
イベント	茅ヶ崎里山公園俱楽部
	茅ヶ崎里山公園俱楽部
	茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会
	土友会、公緑会
	柳谷の自然に学ぶ会
	茅ヶ崎野外自然史博物館
防災・防犯	茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年600点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展は本公園をはじめ他公園や病院等で開催しています。



「花とみどりのフォトコンテスト」
入賞作品展

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

■周辺の市・町の施設との交流・連携

本公園がある茅ヶ崎市、そして隣接する藤沢市、寒川町の各観光協会インフォメーションセンターと連携した広報活動を引き続き行います。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、社会福祉法人等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

■地域企業の社会貢献活動

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園では今後、積極的に受け入れる体制作りを行っていきます。受け入れに当たっては、資材・機材の提供や技術指導や研修等を行うことにより、活発な活動を行えるようにサポートしていきます。

■学校教育機関との連携

本公園は、近隣の教育機関の様々な校外活動に協力とともに、生き物や自然の大切さを学ぶ場を提供します。また、近隣の大学と協働で公園施設を活用したイベントの開催や、調査・ボランティア活動等の受入れを行うほか、市内小中学校の職場体験や教職員の研修の場の提供、さらに、自然、農体験学習活動の取組みも継続していきます。



地元小学校の農体験



大学生の里山保全活動



大学生による園内外の地域資源調査

計画書 12 「適切な積算、節減努力等」

本公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

イベント時に多數の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

事務費	<ul style="list-style-type: none">・自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減・特定規模電気事業者（PPS）を活用した電気料金の節減・競争原理の導入（見積合わせ、入札等）・受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入・物品購入や機器リースにおける集約発注・リース機器が継続使用可能な場合の再リース
植物管理費 施設管理費 清掃管理費 利用促進費	<ul style="list-style-type: none">・芝刈り、草刈等は大型機械を導入し効率化を図る（直営）・調整池（中の谷池）の機械導入と直営実施・トイレ清掃等、競争原理の導入（見積合わせ、入札等）・軽量テントを導入し、イベント設営を簡素化及び直営化とする
人件費	<ul style="list-style-type: none">・繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の継続・イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置

<付属書類>収支計画書・支出計画算出根拠・収入積算内訳書（別添）

計画書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

- 現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担
- 公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園等の管理運営に係る有資格者の配置状況
- 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制

<別表>現地の職員配置計画



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令順守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認等により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検方法
軽剪定・枯損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	事前にカラーコーンや周知看板を設置する等の安全確保を指導	処理本数、処分方法等を点検
エアレーション、目土等	エアレーション、目土等	芝生に目土が適量に散布されることなどを指導	指定の数量実施されたか等を点検
自家用電気工作物点検・消防設備点検等	電気事業法・消防法などによる法定点検	法令を順守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導	業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いないかを点検
遊具点検等	メーカー等による定期保守点検	点検項目の漏れがないように指導	業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いないかを点検
機械・巡回警備	機械・巡回警備	適切な利用者対応と迅速な対応について指導	作業日報等により、適切に履行しているか点検
受水槽清掃・建物等清掃点検等	井戸水受水槽・建物等清掃等	具体的な清掃個所と清掃方法及び利用者への適切な対応を指導	作業報告書等により、適切に履行しているか点検
ゴミ処理(粗大ゴミ等)	ゴミ積込、運搬、処分	マニフェストにより事業者と契約を取り交わし実施	廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

当協会では多様な公園管理業務に対応するため、全員を [REDACTED] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取組めるよう制度を整えています。



■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】

■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会は、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに対する意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

当協会は、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。



計画書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

■各構成企業の諸規程

種 別	内 容	規 程
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
給与	職員の給与や手当についての必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
会計	適切な会計処理に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
非常勤職員の雇用等	規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

■個人情報保護のための仕組み

○諸規程の整備

当協会では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

○取扱いの徹底

・管理責任者の明確化

公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取扱いを行います。

- ・研修等による職員への周知徹底

毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施します。

- ・県の「P Dマーク」に登録

県の「P Dマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取扱われていることを利用者等へ明らかにします。

- ・パソコンデータの取扱いに関するセキュリティの強化

個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取組んでいきます。

※情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示します。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

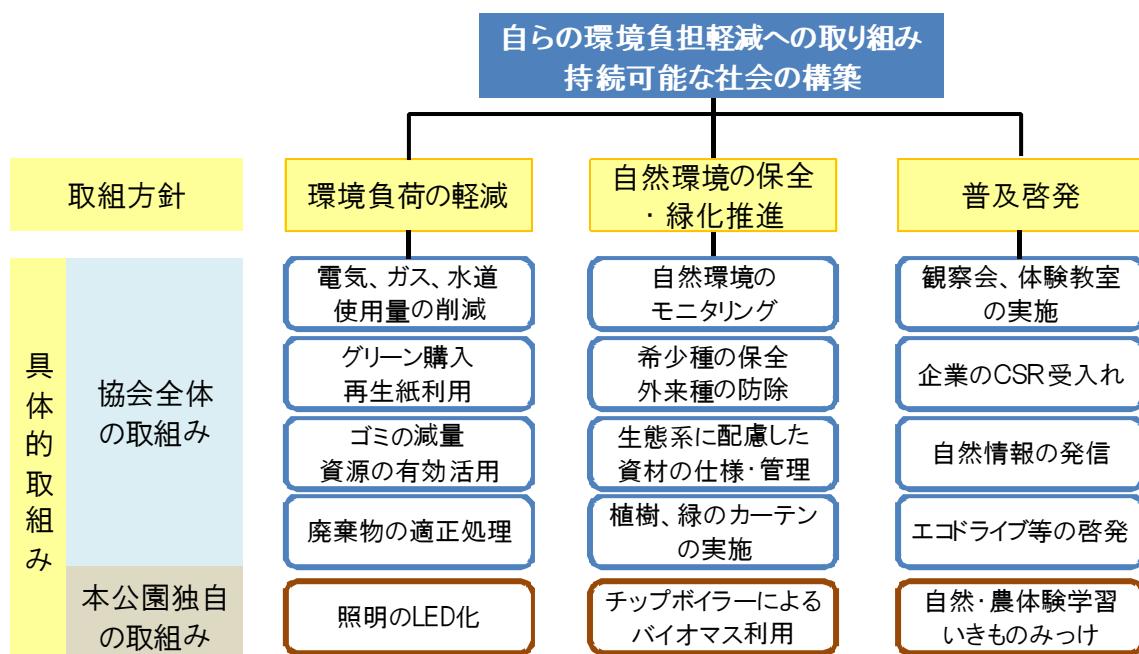
■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

私たちは、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を図っています。

○環境マネジメントシステム (Ecological Management System) の特徴

これまでの都市公園や自然公園における当協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減とならんで、自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組方針としたシステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きP D C Aサイクルによるシステムの運用を行っていきます。





○システム推進のための組織体制

当協会で管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1回、評価を行います。その結果をP D C Aサイクルにより、継続的に改善を図っていきます。

■環境負荷軽減の具体的取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレットペーパー・コピー用紙）、再生紙利用
- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化
- EV作業用軽トラックを導入し、環境負荷の少ない作業を実施
- 間伐・枝落としによる発生材のチップ化による資源循環型維持管理

■自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施（カモの飛来調査等）
- 外来植物のオオキンケイギク、アレチウリ等の除去
- 「公園街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成22年5月環境省）を遵守した農薬の使用
- パークセンターでの緑のカーテン、チップボイラによるバイオマス利用
- 子供たちを対象とした自然、農体験学習活動による生物多様性の促進と啓発

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み

- 公園周辺アクセス道路における清掃活動「ゴミゼロアクセス」の実施
- パークセンター等展示コーナーに季節毎の生物写真の展示と解説による自然情報発信
- 看板・チラシによるアイドリングストップ呼びかけで、エコドライブの啓発
- 「いきものしらべ（市民参加型生物モニタリング）」等の体験活動による子ども達への普及

（4）障がい者雇用促進の考え方

本公園の管理運営にあたっては、特別支援学校の生徒の就労に向けたインターンシップ（就労体験）の受入れに協力するなど、地域の障がい者雇用を促進するため、就労機会の提供に取組みます。

■法定雇用率上回る雇用努力

当協会全体では、平成30年度現在、5公園4.5人を雇用（障がい者雇用義務数4人）

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

対象施設・事業	具体的な作業
相模原公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業
辻堂海浜公園	園内の清掃
茅ヶ崎里山公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業
当協会花苗事業	花苗・苗木の生産等

※障がい者の法定雇用率の高い企業へ優先的に発注する仕組みづくりにも取組んでいきます。